美市第 632 号 令和4年6月21日

居宅介護支援事業所 管理者 様 介護予防支援事業所 管理者 様 小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

美祢市市民福祉部市民課長

軽度者に対する福祉用具貸与事前協議に係る具体的な考え方・運用の仕方 について

平素から本市の介護保険事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和 4 年 3 月に事前協議に係る様式の見直しや、考え方についてお願い及び周知を行い、令和 4 年 4 月から適用したところです。

適用開始から約3か月が経過し、新規申請・区分変更申請・要支援者による要介護新規申請中に事前協議書を提出する場合において疑義が生じた案件があったため、より具体的な考え方・運用の仕方について下記のとおり取扱うこととしました。

ついては、下記の内容を御確認いただき、適切に御対応賜りますようお願いします。 なお、これらの取扱いは、通知日(令和4年6月21日)から適用とします。

記

## 1 「認定調査票基本調査の結果」の取扱いについて

協議書提出日時点の介護度が決定された時の認定調査票を基に、該当する欄にチェックをお願いします(今まで一度も認定を受けられていない新規申請の方は空欄可。)。

申請中の場合、認定決定をもって「認定調査票基本調査の結果」が確定するため、認定決定後に市で確認を行います。その場合、協議書提出日から市が確認書を送付するまで時間がかかることが予測されるため、対応策として新規申請・区分変更申請・要支援者による要介護新規申請中に事前協議書を提出する場合に限り、事前協議書を市が受理した日以降を給付の対象とします。

## 2 その他

協議書には、指定居宅介護(予防)支援事業所名、担当者名を記載する欄を設けていますが、空欄のまま提出される方が多く見受けられます。提出する前に今一度申請書を 御確認いただき、適切に御対応賜りますようお願いします。

美祢市市民福祉部市民課介護保険班

TEL: 0837-52-5229 FAX: 0837-52-1490